事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
ヤンマー株式会社エンジン事業本部エンジン統括部塚口工場	兵庫県尼崎市塚口本町五丁目3番1号	内燃機関（シリンダの径が200ミリメートル未満のものに限る。）	平成29年12月4日から平成34年12月3日まで
〃	〃	空気圧縮機（手動式のものを除く。）	〃

○国土交通省告示第千百六十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月十一日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
大洋電機株式会社群馬事業所回転機システム工場	群馬県伊勢崎市八斗島町330番地の5	発電機（定格出力が交流500キロボルトアンペア直流100キロワット以下のものに限る。）	平成29年12月4日から平成34年12月3日まで
〃	〃	電動機（定格出力が200キロワット以下のものに限る。）	〃

○防衛省告示第二百三十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年十二月十一日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十二月十八日及び同月十九日（予備、同月二十日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア) 北緯三一度四七分一二秒
(イ) 北緯三二度二〇分一二秒
(ウ) 東経一二八度四五分五二秒
(エ) 東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等
自衛艦九隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年十二月十一日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十二月十八日及び同月十九日（予備、同月二十日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア) 北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ) 北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ) 北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ) 北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ) 北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ) 北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等
自衛艦十三隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年十二月十一日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十二月十八日（予備、同月十九日）の〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア) 北緯三七度〇〇分一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ) 北緯三七度二二分一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ) 北緯三七度〇二分一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ) 北緯三六度四〇分一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等
自衛艦八隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年十二月十一日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十二月二十日（予備、同月二十一日及び同月二十二日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア) 北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
(イ) 北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ) 北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ) 北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等
自衛艦十三隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年十二月十一日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十二月二十日（予備、同月二十一日及び同月二十二日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア) 北緯三七度〇〇分一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ) 北緯三七度二二分一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ) 北緯三七度〇二分一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ) 北緯三六度四〇分一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等
自衛艦八隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年十二月十一日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十二月二十一日及び同月二十二日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア) 北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ) 北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ) 北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ) 北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ) 北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ) 北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等
自衛艦十三隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年十二月十一日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十二月二十日（予備、同月二十一日及び同月二十二日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア) 北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ) 北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ) 北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ) 北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ) 北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ) 北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等
自衛艦十三隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年十二月十一日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十二月二十一日及び同月二十二日）までの間、毎日〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア) 北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
(イ) 北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ) 北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ) 北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等
自衛艦十三隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年十二月十一日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十二月二十日及び同月二十一日）までの間、毎日〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア) 北緯三四度三五分一二秒　東経一三四度〇一分一二秒
(イ) 北緯三四度〇八分一二秒　東経一三四度〇一分四八秒
(ウ) 北緯三三度四四分一二秒　東経一三四度二二分四八秒
(エ) 北緯三四度三一分一二秒　東経一三四度〇七分四八秒